

平成 16 年 2 月 10 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ  
(コード番号 8 3 1 6)

### 厚生年金基金の代行部分の返上について

当社子会社である株式会社三井住友銀行は、同行の厚生年金基金が、確定給付企業年金法に基づき平成16年1月26日付で厚生労働大臣からその代行部分の将来支給義務免除の認可を受けたことに伴い、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告13号）第47 - 2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務の消滅を認識いたしました。

これにより、当連結会計年度において特別利益として約600億円を計上する見込みです。

なお、本件は、当社の当期業績予想（平成 15 年 11 月発表）に織込んでおりません。今後業績予想の修正が必要となれば別途開示をいたします。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

広報部 古館 TEL : 03 - 5512 - 2678